

宮労発基 0501 第 6 号

令和 7 年 5 月 1 日

公共工事発注機関・防災団体・事業者団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長

(公印省略)

職場における熱中症防止対策の強化について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて、今年度も 5 月 1 日から 9 月 30 日までをキャンペーン期間として「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について周知・啓発に御協力をお願いしているところですが、近年、夏季の猛暑により熱中症の労働災害が多発していることから、熱中症防止対策について労働安全衛生規則が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

改正内容は、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、

- ① 熱中症の自覚症状がある作業員、熱中症が生じた疑いが発生した場合の報告体制整備及び関係作業員への周知
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知
- が事業者の義務となります。

添付のパンフレット及びリーフレットに改正内容が掲載されていますので、御活用いただき、効果的な熱中症予防対策をお願いします。

なお、関連情報が以下に掲載されていますので、御確認いただくよう併せてお願いします。

宮城労働局ホームページ新着情報

「令和 7 年 5 月 1 日 職場における熱中症防止対策の強化について」